

議案第 5 3 号

大野市指定文化財保存修理等補助金交付要綱の制定について

令和元年 1 2 月 2 6 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市に所在する指定文化財の良好な保存を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市指定文化財保存修理等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市指定文化財保存修理等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市に所在する指定文化財の良好な保存を図るため、指定文化財の修理等に係る事業に対し、補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）及び大野市文化財保護条例（昭和43年条例第11号）の規定により指定を受けた文化財の所有者、管理責任者又は管理団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に必要となる経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の額、補助率等)

第5条 補助金の額、補助率等は、次のとおりとし、500万円を限度とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 他の補助金がない場合 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 国及び県の補助を受ける場合 補助対象経費から国及び県の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。
- (3) 国及び県以外の団体の補助を受ける場合 補助対象経費から補助団体の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、補助対象事業としない。

(関係図書の保存)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

事業	経費	
1 有形文化財及び有形民俗文化財保存事業	修理	ア 解体修理、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理及び移築修理
		イ はく落及び腐食防除工事（美術工芸品に限る。）
		ウ 災害復旧工事
2 史跡・名勝・天然記念物保存事業	復旧	ア 史跡、名勝及び天然記念物の復旧
		イ 史跡及び名勝の給排水工事
		ウ 樹勢回復、育種、補植、剪定等
		エ 保護増殖施設の設置工事
		オ 災害復旧工事

※表中「設置」とあるのは、設置後の修理も含む。